

加工棟成型工場 アンカー（シアコネクター）の判定基準の変更について

使用前検査実施要領書（その2-4）の配置検査における判定基準について、下表の通り変更したく、宜しくお願い致します。

なお、設工認申請書の記載は「アンカーの配置が申請内容の通りであること」（表1-3 改造部分【壁増打ち補強】【垂壁増打ち補強】の検査方法）及び「アンカー（シアコネクター）D13（タテヨコ@500）（SD295A）」（図ハ建-12）となっております。

| 配置検査 | （現状の記載） | （変更後の記載） |
|--------------|---|--|
| 【壁増打ち補強】配置② | アンカーの配置間隔は 500 mm ± 70 mm (D13) (申請者管理値) 又は 200 mm ± 110 mm (D22) (申請者管理値) であること。 | アンカーの配置間隔は 200 mm ± 110 mm (D22) (申請者管理値)、であること。 アンカー（シアコネクター）の配置間隔は 500+70 mm 以下 (D13) (申請者管理値) であること。 |
| 【垂壁増打ち補強】配置② | アンカーの配置間隔は 180 mm ± 70 mm (申請者管理値) 又は 500 mm ± 70 mm (申請者管理値) であること。 | アンカーの配置間隔は 180 mm ± 70 mm (申請者管理値) であること。 アンカー（シアコネクター）の配置間隔は 500+70 mm 以下 (申請者管理値) であること。 |

【変更理由】

アンカーとアンカー（シアコネクター）の判定基準の許容差について、現状は区別せずに鉄筋径の±約5倍と設定していた。しかし、アンカーは耐震強度に直接影響及ぼすものであるが、アンカー（シアコネクター）は耐震強度に影響を及ぼすものではなく、必要本数以上であることを確認するというのが一般的な考え方である。

また、マイナス側は安全側であることから、許容範囲を設定しなくても安全上影響を及ぼすことはなく、500+70 mm 以下とする。

以上